

議員提出議案第3号

さいたま市地域経済活性化・雇用創出臨時交付金基金条例の制定について
さいたま市地域経済活性化・雇用創出臨時交付金基金条例を次のように定める。

平成25年2月21日提出

提出者	さいたま市議会議員	高橋勝頼
	同	加藤得二
	同	新藤信夫
賛成者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	稲川晴彦
	同	井上洋平
	同	江原大輔
	同	渋谷佳孝
	同	島崎豊
	同	霜田紀子
	同	関根信明
	同	土橋貞夫
	同	中島隆一
	同	中山欽哉
	同	野口吉明
	同	福島正道
	同	帆足和之
	同	武笠光明
	同	井上伸一
	同	神坂達成
	同	武山広道
	同	宮沢則之
	同	谷中信人
	同	吉田一志

さいたま市地域経済活性化・雇用創出臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 市が国から交付を受ける地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、公共投資を円滑に行い、市内における経済の活性化及び雇用の創出を図るため、さいたま市地域経済活性化・雇用創出臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。ただし、当該予算で定める額に、交付金の額（基金への積立て以外の目的の経費に充てるものとして予算で定める額を除く。以下同じ。）が満たない場合は、交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的のために必要な公共投資の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月28日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、返還すべき額を国庫に納付するものとする。